

令和2年度の省エネ住宅補助制度がスタート！

脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として、新築・既存住宅のそれぞれに対して、住宅の省エネ化を促進する**令和2年度の補助制度を開始**します。

■ 補助制度 ■

新築住宅向け

横浜市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助

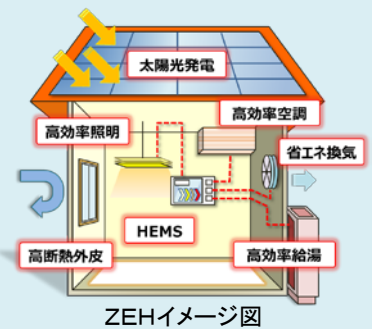
高断熱・省エネルギーな住宅であるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を新築する市民に対し、設備機器導入に要する費用の一部（最大40万円）を補助します。

※令和2年4月1日（水）より受付を開始します。

■ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー*消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

*化石燃料、水力・太陽光などから得られるエネルギー。住宅の消費量を計算する際は、空調、冷暖房、給湯設備などが消費するエネルギーを合算して算出。



既存住宅向け

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助

「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、「住宅の断熱性の確保」につながるエコリノベーション等工事を行う方に対して、一部費用（最大80万円）を補助します。

※令和2年5月11日（月）より受付を開始します。

上記補助制度 申請者は

【フラット35】子育て支援型も利用可能

補助制度申請者は、住宅金融支援機構が提供する住宅ローン【フラット35】子育て支援型の利用対象となり、金利引き下げ（当初5年間、年▲0.25%）を受けることができます。
 ※利用には要件があります。詳細は横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（下記問い合わせ先）にお問い合わせください。

添付資料

資料1 『横浜市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助』の詳細

資料2 『横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助』の詳細

■ 本補助制度に関する問い合わせ先 ■

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740

住所：神奈川区栄町8-1（ヨコハマポートサイドビル5階）

営業時間：9：00～17：00（土日祝定休）

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917

■ 補助概要 ■

1 補助対象住宅

横浜市内に新築される一戸建て住宅で、次の①②の両方を満たすもの。

①	ZEH 住宅単体の性能	平成27年12月に国が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」（Nearly ZEHを除く。）を満たすことが証明できるもの 【方法1】 国が実施するZEH補助を受ける 又は 【方法2】 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、ZEHの評価・認証を受ける
②	CASBEE 横浜[戸建] 総合的な環境性能	Sランク 又は Aランク 達成

2 補助対象者

補助対象住宅の建築主 又は 新築建売住宅の購入予定者

3 補助金額等

補助金額	設備機器費（消費税を除く。）の2分の1【上限金額40万円】
補助件数	約20件

（補助対象となる設備機器の一覧）

省エネルギー設備	空調設備
	給湯設備
	高効率給湯機
	太陽熱利用システム 燃料電池（エネファーム）
創エネルギーシステム	換気設備
	照明設備
	再生可能エネルギーシステム （太陽光発電システム等） 蓄電システム （定置用リチウムイオン蓄電池）
エネルギー計測装置（HEMS）	

国・県のZEH補助も併用可能です。

■ 窓口一覧 ■

◆補助内容等の問い合わせ・申請書提出先（郵送不可）◆

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（ZEH補助担当）
（電話）045-451-7740 神奈川区栄町8-1（ヨコハマポートサイドビル5階）

◆事業主体◆

横浜市 建築局 住宅政策課 （電話）045-671-2922

■ 補助概要 ■

1 補助対象住宅

次の①②の両方を満たすもの。

- ①横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。
 - ・一戸建ての住宅（棟単位）
 - ・共同住宅及び長屋（住戸単位）※寮・社宅は対象外
- ②耐震性能を有する建築物
 - ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。）
 - ・上記のほか、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。）

2 補助対象者

対象住宅の 所有者 又は 区分所有者

- ※ 個人・法人の別 及び、市内在住・所在を問いません。
- ※ 所有者及び区分所有者については、横浜市内の在住又は所在を問いません。

3 補助対象工事

エコリノベーション等工事に必要な建材・設備等のうち、「6 補助対象工事及び補助金額」で指定するもの
 （「A. 断熱改修工事」及び、Aと併せて実施する「B. 設備改修工事等」）

4 補助金額

補助対象となる建材・設備等ごとに設定した補助金額の合計額 又は 補助上限金額

（補助上限金額及び補助件数）

	補助上限金額	補助件数
住宅全ての開口部を断熱改修する エコリノベーション等工事	80万円	60件程度
上記以外のエコリノベーション等工事	40万円	

5 補助要件

「6 補助対象工事及び補助金額」の「A. 断熱改修工事」において、次の①②の両方を満たすこと。

① 「A. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全窓の断熱改修工事を行うこと

② 「A. 断熱改修工事」の補助金額の合計が10万円以上であること

6 補助対象工事及び補助金額

		補助対象建材・設備等	補助金額(※1)	仕様・備考			
A. 断熱改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	外窓交換(※2)	大 5.0万円 /箇所 中 3.0万円 /箇所 小 2.5万円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・施工後の熱貫流率が2.33以下となること ・窓寸法により補助金額が異なる <外窓・内窓> 大: 2.8㎡以上 中: 1.6㎡以上 2.8㎡未満 小: 0.2㎡以上 1.6㎡未満 <ガラス交換> 大: 1.4㎡以上 中: 0.8㎡以上 1.4㎡未満 小: 0.1㎡以上 0.8㎡未満		
			内窓設置	大 3.0万円 /箇所 中 2.0万円 /箇所 小 1.0万円 /箇所			
			ガラス交換	大 1.2万円 /枚 中 0.9万円 /枚 小 0.3万円 /枚			
		浴室内の外気に接する窓改修	0.3万円 /箇所	当該箇所にて外窓交換・内窓設置・ガラス交換を実施する場合、上記補助金額に追加			
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	ドア	玄関ドア等の交換	大 8.0万円 /箇所 小 3.5万円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・施工後の熱貫流率が2.33以下となること ・ドア寸法により補助金額が異なる <開戸> 大: 1.8㎡以上 小: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 <引戸> 大: 3.0㎡以上 小: 1.0㎡以上 3.0㎡未満		
				床		1,000円 /㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・床、外壁、屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体であること ・施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ・補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること
				外壁		800円 /㎡	
屋根(天井)	800円 /㎡						
B. 設備改修工事等 (Aと併せて実施)	省エネ・創エネ設備の導入(改修・新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・潜熱回収型給湯器 ・ヒートポンプ給湯器 ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 ・太陽熱給湯機 ・家庭用コージェネレーション設備 ・太陽光発電設備 	10.0万円 /種類	太陽光発電設備は3.0kW以上であること			
	その他	HEMS設置	3.0万円	ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているもの			
		既存住宅取得と合わせた改修	1.0万円	補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅であること			

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

■ 窓口一覧 ■

◆補助内容等の問い合わせ・申請書提出先(郵送不可)◆

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課(エコリノベ補助担当)

(電話)045-451-7740 神奈川区栄町8-1(ヨコハマポートサイドビル5階)

◆事業主体◆

横浜市 建築局 住宅政策課 (電話)045-671-2922

■ 横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助ホームページ ■

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/ecohojo.html>